

1. 件名:「日本原子力研究開発機構大洗研究開発センター燃料研究棟における作業員の汚染事故等について」

2. 日時:平成29年9月26日(火) 15時00分～16時45分

3. 場所:原子力規制庁10階打合わせスペース

4. 出席者

原子力規制庁

原子力規制部

審査グループ研究炉等審査部門

宮本安全規制管理官(研究炉等審査担当)

検査グループ核燃料施設等監視部門

金城安全規制管理官(核燃料施設等監視担当)、黒村原子力運転検査官、

本多主任監視指導官、田野係員

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構

安全・核セキュリティ統括部次長 他4名

5. 要旨

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構(以下「原子力機構」という。)と、大洗研究開発センター燃料研究棟において発生した核燃料物質の飛散による作業員の汚染事故について、面談を実施した。

(1)原子力機構から、配付資料に基づき以下の説明があった。

- フードで貯蔵容器を開封し、貯蔵容器を破裂に至らせた経緯としては、エポキシ樹脂の放射線分解によりガスが発生する知見が適切に継承されず、エポキシ樹脂で粉末状の核燃料物質を被膜・結合することは空気中において安定であるといった誤った情報による管理が行われていた。
- また、内容物は安定化処理されているという誤った情報に基づいて策定した定常作業計画で進めてしまったことも今回の事故の原因であると考えている。
- 上記のような経緯がある中で、定常作業の認識のもと、作業を行っていた作業員が貯蔵容器を開けた際に異音を聞いたからといって、作業中断を判断することは困難であるとする。
- 今回の事象は、そもそも貯蔵容器の内容物が判然とせず、長期間点検しないまま貯蔵されていたことが主要因であるが、適切に管理された状態であれば今回の作業は、使用許可及び保安規定に違反するものではないと考えている。

(2)原子力規制庁から、以下のとおり伝えた。

- 貯蔵容器に何が入っていたかがわからないのであれば、それを前提とした措置が講じられるべきであり、それができていなかった結果として重大な事故を起こしたという厳然たる事実があることを認識すべき。
- 貯蔵容器に長期間貯蔵し、フードで貯蔵容器を開封することは、適切に管理された状態であれば問題なかったとしているが、適切な状態ではなく、保安措置として問題があったからこそ、今回の事故につながったものであり、問題点のあぶり

出しが十分されていない。

- 長期間点検しないまま貯蔵されていたことが主要因としているが、それだけでなく計画段階、実施段階においても保安規定に抵触している行為があったと考えられ、どのような違反があったかも併せて問題点を追求すること。それできなければ有効な対策にはつながらないと考える。
- 今後、このような事故が起きないようにするためにも問題点等を矮小化させることなく、今回の教訓を踏まえて広く水平展開できるよう対応すること。

(3) 原子力機構から、原子力規制庁からの上記指摘を踏まえて、9月末に最終報告を提出する予定である旨の発言があった。

## 6. 配付資料

- ・大洗・燃料研究棟の汚染に係る現場作業等について
- ・フードにおける貯蔵容器点検作業及び事故対応の手順について